

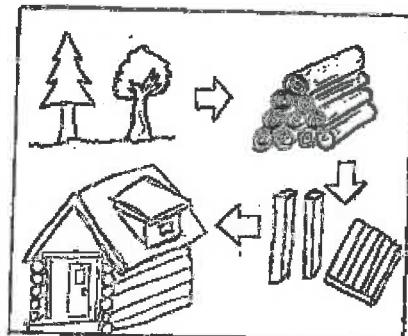
里山のめぐみ 12

みなさん、こんにちは。これまで山の手入れについてお話しをしてきましたが、今は木を使った家にまつわるお話しをしたいと思います。

木造の家を建てる時に地域の木を使うと、木を伐つたり運び出したりする地域の林業や、伐り出した木材を柱や板にする製材の仕事が増えて、地域産業が元気になります。

また、自分の山の木を伐つて製材したり、自分で加工して色を塗つたりした木を使って家を建てるなど、一層愛着もわくのではないか。木は、それぞれの特徴を活かした場所で使われます。例えば、しなやかで耐久性の高いスギは家を支える柱に使われ、香りの良いヒノキは壁やお風呂に使われます。また、土台や台所などには湿気に強いクリなどが使われます。

このように、木は住宅のあらゆる所に使われています。一度住宅探検をしてみませんか。意外な所に意外な木が使われているかもしれません。



◆問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所

日野振興センター

農林業振興課普及担当
☎ 0859-72-2018

軽自動車税の 廃車・名義変更 手続きについて

軽自動車税は4月1日現在で、町内に軽自動車などを所

有している人、または法人に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更手続きをさ

れた場合は、旧所有者の方(4月1日現在の名義人)に課税されますので、「了承ください」。

このように、あちこちに使われた木は、空気中の二酸化炭素を吸収しています。

3月末は各受付窓口が大変混雑しますので、早めの廃車・名義変更手続きをお願いします。

◆問い合わせ先 税務課
☎ 0859-54-5208

届出先

鳥取県軽自動車協会
☎ 0857-28-7021

②原動機付自転車(排気量が125cc以下のオートバイ)、小型特殊自動車農業用・その他(トラクターなど)

◆支給額 25,000円
◆手続期限 4月28日(金)
◆対象者 次のいずれかに該当する方(保護者または世帯主が大山町内に住所がある方)

◆身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方
◆社会的事情により就職が著しく阻害されている方

◆申請先 人権・社会教育課
人権推進室

○申請用紙は、本庁総務課、各支所総合窓口室にも置いています

○身体障害者手帳など
○印鑑
○雇用証明書など

平成29年度

大山町特定新規学卒者就職促進奨励金

車種によって届出先が異なりますのでご注意ください。

①軽四輪自動車、自動二輪車(排気量が125ccを超えるオートバイ)など

特定(産業別)最低賃金が改正されました

①鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

平成28年12月22日から
時間額764円に改正。

②鳥取県各種商品小売業最低賃金

平成28年12月17日から
時間額718円に改正。
(「鳥取県最低賃金」は平成28年10月12日から時間額715円に改正)

◆問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室
☎ 0857-29-1705

教育課人権推進室
☎ 0859-54-2286